

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 30 年 12 月 14 日作成

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

1、労働者派遣の実績及びマージン率

派遣事業所名	「派遣の OTOMO」：(株) 大友製作所
派遣事務所の所在地	〒318-0023 茨城県高萩市島名 1645 番地

マージン率とは

派遣先より支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額をマージンと言ひ、これを派遣料金で除して（割り算して）得られた率をマージン率と言ひます。

平成 30 年 12 月 31 日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日当たりの平均)	① 派遣労働者の賃金 (1日当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ① × 100
90 名	12 社	12,193 円	8,718 円	28.5%

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営費	健康診断費用	一般健康診断および生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人広告及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付、教育訓練、派遣先紹介、事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続き費用、通信費
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費を差し引いた利益	

2、教育訓練に関する内容

採用時・入職時の基礎教育、ビジネスマナー教育、階層別教育